

日本における難民問題研究、 その背景並びにこれからの課題

栗 野 鳳

はじめに

この小論の中で日本における難民研究の進展についてかなりのスペースを費やして記述したが、その部分を読んだ人が、私（筆者）がこの研究のリーダーシップをとってきたかのような印象を受けることがあるかも知れない。もしそうであるならば、それは私の本意ではない。私は研究者の中で時々コーディネイターの役割を荷ったが、研究自体を進めてきたのは研究者たちであり、リーダーシップをとってきた方々も他にある。そうした研究者の名前を挙げることは差し控えるが、末尾に記した参考文献などを見られれば自ら分るであろう。

もう一点、お断りしておきたいと思う点は、日本における難民問題研究は幾人かの学者が「象牙の塔」の中でものを考えたり論じたりして進めてきたのではなく、学生を含む多くの若い青年男女のボランティアたちが、身をもって難民救援活動に従事する体験や苦悩の中から、多くの場合研究者たちもこれらのボランティアたちと協同の作業や研究会などを繰返した過程の中から、理論化やその体系化が進められてきた、と言いえることである。この過程の詳細も記述する暇がなく、省略せざるをえなかったが、一部は参考文献などにも反映している筈である。

1. 難民問題の概要

まず難民という言葉の意味を明確にしなければならない。『広辞苑』（第

4版)についてみると、「戦争・天災などのため困難に陥った人民、特に、戦禍、政治的混乱や迫害を避けて故国や居住地外に出た人。亡命者と同じ意味にも用いるが、比較的まとまった集団の場合にそういうことが多い。……〔難民条約〕本国の庇護を欠く難民の権利保護を規定した条約。1954年発効。迫害のおそれのある地域への追放・送還を禁止する。難民の地位に関する条約。」英語の refugee の訳語は、『新英和大辞典』(研究社)によれば、「1 避難民, 逃亡者, 亡命者(特に宗教, 政治上の迫害を避けるための国外へ脱走する人), 2 (被占領国民の) 亡命者, 脱走者, 被追放者」となっている。いずれも相当に広い意味である。他方、「難民条約」(1967年発効の「難民議定書」によって修正補足)によって、難民の「定義」が規定されている。その要旨は、「人種, 宗教, 国籍, 特定社会集団への所属, または政治的意見の故に迫害を受けるといふ, 十分に根拠のある怖れのために, 自国の外にあって, かつ, 自国の保護を受けることのできない者, 又は, このような怖れのために自国の保護を受ける意思を有しない者」であり, 無国籍者の場合にはこの「自国」に当たる国はないので, 「かつて居住していた国」と読みかえる。この「定義」において注目すべき点は, 「自国の外にあって」という点と, 「迫害を受けるといふ, 十分に根拠のある怖れ」という点であるが, これらの点については後に再び触れることになる。

さて, このような「定義」はあっても, 最近の10年間, 世界各地において, この「定義」からハミ出す難民(避難民 displaced persons を含む広義の難民 refugees)が大量に流出し, 重要な国際問題, しかも全地球的, 人類的問題となっており, その対応, なかんづく国際的対応のあり方も議論を呼んでいる。

こうした国際的対応の中心となっているのは国連関係の次の二つの機関である。

UNRWA (United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East = 国連パレスチナ難民救援事業機関) 1948年設立 パレスチナ難民についての国連の機関。

UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees = 国連難民高等弁務官—但し略語で表わすときは全体としての機関を指すことが多い)。1950年設立 (国連総会がその規約 Statute を採択) パレスチナ難民以外の難民についての機関。

UNHCR は「難民条約」実施のために設立されたもので、「定義」に適合する難民はその保護、救援の対象になるが、「定義」に適合しない難民についても国連総会決議やそれに相当する国際的決定があれば、保護、救援の対象に含むことになる。むしろ、こうしたケースが激増している。日本にも関係の深い実例としてはインドシナ難民がそれである。

なお、難民問題研究においても、難民の「定義」が難民の実態からかなり遊離したものになってしまっていることが屢々指摘され、新しい難民の「定義」の作成が試みられたりもするが、通説となっているものは未だない。例えば、「移動を強いられた人々」という一種の定義がある¹⁾。

UNHCR (国際連合難民高等弁務官。但し、この略称で表わす場合は高等弁務官だけでなく、その事務所も含めた全体を意味することが多く、意識して国連難民救援機関とする方が適切であろう) は、難民に対する緊急救援や法的・行政的保護と、難民が緊急事態を脱却しえた後の段階では教育や職能訓練などの援助や、さらに恒久的解決のための措置を講ずる。普通の場合は、UNHCR はその職員をして直接これらに従事させるのではなく NGO_s (non-governmental organization = 非政府組織・民間非営利団体) にその事業を委託する。そして UNHCR は国連加盟国政府から拠出金を、民間から拠金を得て、その経費にあてる。これら NGO_s はまた voluntary agencies (略して VOLAG_s) と呼ばれる。この UNHCR (高等弁務官) には緒方貞子さんが1990年国連事務総長によって任命され1991年から勤務に就いているが、それ以前の UNHCR ともし違った方針・政策をとってきているように感じられる。特に、世界各地に次々と発生する難民の大量流出に対処して、迅速に措置を講ずるよう努力しているばかりでなく、予防的措置についても研究を始め、UNHCR の組織や職能の刷新も試みつつあることが注目される。

ところで、難民問題の恒久的解決の方式としては、UNHCR が過去数10年の経験の中から、次の三つを案出し実施に努めている。(1)現地定住(難民が最初に流入した国—第一次庇護国と呼ぶこともある—において定住、定着を許される)、(2)第三国定住(第一次庇護国が定着を許さず、自発的帰国もできない場合に、定住受容れ国に赴いて定住する)、(3)自発的帰国(難民をその流出してきた国に強制送還することは「難民条約」でも禁止されているところで、帰国はあくまで自発的のものでなければならない)。

なお、難民の大量流出が発生する国(源泉国)における、その原因を除去する方策が講じられれば、大量流出を防止できるのではないかと、とだれしも考える。UNHCR もこの方向で努力してきているが、効果的な方策が実施されるには至っていない。ただ、ベトナムにおいては1979年同国政府とUNHCRの協定によって「合法的出国」措置が実施されてきた。これは、個々のベトナム国民(いわば潜在的難民)について、その親類が既に定住している国に呼ぶ場合など、出国許可が与えられる。この方策によっても、ベトナムからの非合法の難民流出(「ボート・ピープル」と呼ばれた)は余り減少しなかったが、1980年代の後半になり、合法的出国者の数が「ボート・ピープル」を上回るようになった。さらにUNHCRは「源泉国についての原因の研究」という新しいプロジェクトを開始している^{2,3)}。

2. 研究発展略史

日本における難民問題研究の過去10余年にわたる発展の経過を概述しよう。

日本には、極めて最近まで、難民の大量流入という現象もなかったため、難民問題の研究も殆ど行われなかった。まとまった単一の論文としては、宮崎繁樹教授の「亡命者と難民の問題」(日本平和学会編『平和研究叢書、1. 平和と人権』1979年刊)が最初ではなかったかと思われる⁴⁾。宮崎教授もそうであるが、当時の日本では難民問題の研究は主として国際法学者が行っていた。その後においてもこの傾向は余り変わっていない。ただ、国際法の分野の中で国際人権法や国際人道法と呼ばれる課題の研究が進むに

つれて、日本の国際法学者が難民問題を取り上げる例が次第に多くなったようである。

1970年代末頃から、国際法学者以外の研究者（時には、市民運動などの実践者やジャーナリスト）の間で難民問題の研究が進められ出し、かなり広汎な職域などにわたる人びとがそれを行うに至っている。国際関係論や国際政治学の研究者はもとより、その他の学問領域の研究者も難民問題に関心を持ち始め、研究を進めるようになってきた。実例を挙げると、経済学部で社会政策・社会福祉を担当しておられる慶応義塾大学の小松隆二教授は、1983年『難民の時代』という本を著されたが、これはその時点で日本における難民問題に関心を持つ人々に必要適切な知識と指針を与える良い本であったと判断される。これは、その出版社(学文社)が企画した「国際交流と日本人」=「模索する人間関係シリーズ」の一冊であったことから判るように、難民問題への対応について日本国民のあり方を考察した研究の成果であった^{5,6,7)}。

1980年4～12月私は日本政府の要請に応じ UNHCR の臨時職員となり、その東南アジア地域調整官 (Zia Rizvi 氏) にたいする特別顧問として主として UNHCR Bangkok Office に勤務した。妻と共にバンコク市内のホテルに居住し、またタイ各地の「難民キャンプ」視察にも妻と一緒に赴いた。また同年夏には東南アジア各地の「難民キャンプ」も視察した。バンコク事務所内では UNHCR の活動状況や諸施策や関係 NGO_s (voluntary agencies : VOLAG_s) の活動状況も観察し、また当時新設された日本の VOLAG_s と UNHCR 側との仲介などにも心を配った。その秋、『UNHCR — 役割と活動』というパンフレットを作成し (主として UNHCR の既存の英文出版物の邦訳)、バンコクで数百部印刷し、主として日本関係に配布し参考に供した (日本語による UNHCR 出版物の最初のものでなかったかと思う)。1981年帰国したのち、東京に新設された UNHCR 駐日代表の推せんにより私は更めて UNHCR に対する特別顧問となり86年頃まで勤めた (但し無給非常勤の名誉職に近いものであったが随時駐日代表に助言した)。当時の駐日代表 Ali Mohamed 氏は私に UNHCR を補佐し協力する

national な組織を形成してほしいと要望した（国連や UNICEF について国連協会やユニセフ協会があるように）、私は「名士」を役員に連ねた団体を形成してみても、本当の協力や活動は出来そうにないと感じていたので、それに代えて、難民問題研究者の組織化をはかり、高野雄一氏（上智大学名誉教授）を代表とする（略称）「難問研」を形成し、私が幹事役となって2年程の期間、原則的に月1回の研究会を開催して、難民問題をあらゆる角度から、また学術的に、研究した。全員の拠出により会合費も賄い、どこからの財政的援助も得なかった。若い研究者たちが会合のアレンジなど奉仕的にやって呉れて大助かりした。また問題点について、時間を切らずに深く突っ込んだ討議をしたことは有益であった。

研究全般に戻って見れば、その次に現れた現象は、研究会（シンポジウムなど）の開催の増加と、研究者の間の組織化（グループの形成）である。前者については特に上智大学社会正義研究所主催のシンポジウムが毎年のように開催され、後者の例としては既述の「難問研」（難民問題研究グループ）があつた。この「難問研」は研究の推進以外に特別の目的を持ったものではなかったが、1983年「国際人道問題独立委員会」（Independent Commision on International Humanitarian Issues : ICIHI と略称）が活動を開始するや、その事業に寄与することを目的とした特別の難民問題研究グループが形成され「難問研」の一部がこれに含まれた。この ICIHI への寄与を期した研究グループは、国際連合大学と創価大学アジア研究所を共同のスポンサーとし、「アジア地域の難民問題」をテーマにとり上げ1984年12月から約1年有余にわたって研究会を開催して学際的研究を進めた。そして86年2月、英文の二つの報告書を完成し、東京で開かれた ICIHI の会合にも報告した。

Refugee Problems in Asia 及び A Supplementary Report on the Global Early Warning System for Displaced Persons である。この後者は ICIHI 設立以前にアガ・カーン殿下によって試みられた「早期警報システム」（Early Warnig System）のアイデアを更にふえんし、コンピュータを用いた参考資料の作成を志したものである。この試みや報告は当時は

ICIHIによって余り重要視されなかったようであるが、最近にいたり UNHCR はジュネーブの本部の中にそのための作業を含む Documentation Center を創設して研究と作業を開始し、International Refugee Documentation Network (IRDN) と呼ぶプロジェクトが現在進められている。

この ICIHI への貢献を目指したグループの研究の副産物とも呼ぶべきものが、1986年12月刊の『難民問題の学術的研究——アジアにおける歴史的背景の分析とその対策』であった^{8,9)}。

その後は、研究グループも減少し私も特定のグループからは離れてしまったが、難民問題について講義や講演を求められることが時々あり、その一つが中岡三益氏（上智大学教授）編『難民 移民 出稼ぎ』（1991年12月刊）²⁾に収められている。このもとになった私の講義は、上智大学の Sophia Community College（市民大学）「教養・実務講座」1990年度春期に含まれていた「国境をこえて人々は移動する」の中の一つの講義であった。この本や講座テーマが示すように、1980年代末近くになって、日本においても外国人労働者の問題が次第に社会の大きな問題となり、また難民（広義）を偽装した渡航者の入国の例なども増え、人びとの関心が国境を越えた人間の移動に向かってきたことの一つの証左であろう。このような関心、いや社会事象そのものは続いてあり、早急な総合的解決策の立案と実施が強く望まれつつあるが、その一環としての難民問題の研究と対策にも影響があるであろう。

さて、極めて最近、日本における難民問題研究者に新しい対応を要求する事態が起こってきた。英国 Oxford 大学の中に Refugee Studies Programme という難民問題研究所がある（RSP と略称することにする）。この RSP が1991年か92年日本で難民問題に関する国際シンポジウムを開催し、特に「難民問題と日本（の役割）」というテーマをとり上げようと企画しているという話が伝わってきた。私と、かねて難民問題を研究してきた友人たちの発案によって、このシンポジウムないしテーマに対応するための準備作業を行う研究グループを組織しようということになり、幸にアジア経済研究所の積極的協力を得て、新しい研究グループが1991年10月発足し、

早速研究会を連続的に開催した。その成果を盛ったのが私の編著『難民——移動を強いられた人々』(1992年5月アジア経済出版会刊)である。この本は、編著者の私としては、日本の難民問題研究者にたいし、「難民問題と日本(の役割)について更に研究を進め、意見を提示して貰いたい」がための一つの材料(いわゆる「叩き台」)のつもりであった。

次に1992年7月27—31日京都において International Peace Research Association (国際平和研究学会)の第14回総会(General Conference)が開催され、その第14分科会(Commission 14)が難民問題を扱うと予告されたので、私はこの分科会に参加することにし、"Japan and Refugee Problem"と題する短い英文ペーパーを予め提出した。このペーパーも前記の本と同様に難民問題の研究者(特に IPRA-GC のこの分科会に出席する人びと)に、このテーマについての発言を促し、前記シンポジウムへの準備の一材料にしよう、と期したのである。ところが実際に分科会が開催されてみると、その模様は私の予想と大きく異なった。会合の最初から(全部で7編ほどのペーパーの写しは配布されたが)、Convenor(世話係)の人が、この分科会は2年前の IPRA-GC のさい特に新設されたもの(それまでは難民問題は人権問題を扱う分科会が他の問題と共に扱っていた)、今後の研究の進展を期するため、まず組織のことについて相談したいと言って、分科会の会合を(IPRA-GC は2年毎であるが)毎年1回開催するようにしたい、メンバーのネットワークを組織しニュースレターを活発に出して緊密な連絡とを計って行くようにしたい、と提案した。全員(約7~8名)、趣旨には賛同したが毎年の会合は財政上の理由から無理であろう、という意見が強く、私も賛成しかねる旨述べた(財政面で日本側に期待している空気が濃かったので、不可能なことをコミットさせられるのを避けねば、と思った)。分科会の第2回の会合から UNHCR ジュネーブ本部からきた担当官が参加し、積極的に発言し、結局 Convenor 提案の趣旨を分科会の意見として確認することとなった(毎年の会合という点は明確にされず)。その後、提出されていたペーパーの紹介(口頭発表)に入り、私は私のペーパーの冒頭部のみ説明し、メンバーの意見の表明を求めたが発言者はな

かった。この冒頭の部分は次のことを記してある。「日本は今や経済大国になったので、難民問題のような問題の解決のためにも一層の貢献が期待される」(これをフォーミュラAと呼ぶことにし、ペーパーの残りの部分で若干の分析などを試みた)。ついで、他のペーパーの紹介はほとんど行われず、予定テーマの第一として「難民大量流出の基本的原因」の討議に入った。ノルウェーの平和研究者が称え出した「構造的暴力」の存在や、平和、人権、発展(開発)の「三位一体」的結合をパラダイム(思考の枠組)として考える方法などが議論されたが、そうした基本的原因が認められる場合においても、なお、難民となって流出する人びとと、流出しないで残る人びととの違いが出てくることを、どう説明すべきか、との疑問について、UNHCR 担当官は、原因が重層的となっているため、それに影響される人びとと、余り影響されない人びととが出てくる、と説明していた。また、私の方から、原因と言うべきかどうか分からないが、東南アジア各地には、住民を海外へ送り出す隠れたシステムが存在するらしく、それを利用する人びとが跡を絶たない点も注目すべきである、と指摘し、賛同を得た。なお、分科会は意外にも他のペーパーの報告やテーマの討議を行わず早めに閉会してしまった(他の分科会に廻りたい人びとも少くなかったため)。

1992年8月、私はOxford UniversityのRefugee Studies Programme(RSP)所長と文通した結果、同研究所の“The Global Refugee Crisis—Proposed International Symposium, Tokyo, 1991”なる文書を受領した。その日付けは明らかでないが、同研究所がこれまで計画してきた(日本における)「国際シンポジウム」計画の概要が判明した。まだ計画案に過ぎないので、詳述する必要はないと思うが、今後RSP側と協議を進めて行く足掛かりになるであろう。

3. 背景

日本における難民問題研究の背景として考えられるものは、学界内での一種の流れと、社会的事象などである。

まず、日本の学界内の流れとしては主に次の二つが上げられよう。一つ

は既述のように、国際法学界の中で国際人権法や国際人道法と呼ばれる分野の研究が進んだことで、そこでの研究は当然難民問題の少なくとも主要な面に触れることになってきた、と言いうるであろう。他方、平和研究の中で、平和だけでなく、平和と並行して、人権（や発展・開発）を採り上げる例が出てきたことで、これは1970年代から国連内外で、平和研究ないし人権研究にかかわる研究者が次第に関心を深めた平和・人権・発展（開発）の緊密な結合に導かれたものと言いうるであろう。概念上の研究と実態（事象）についての研究の両面において、この結合 linkage（リンケージ）が注目され、この結合を念頭において研究する方法（一つのパftime——思考の枠組——とも称しうる）が屢々とり上げられ、平和や人権のみに留意した分析や研究よりも実り多い成果が得られることが関係者に認識されるに至ったのである。日本平和学会の企画の中にも、この傾向は反映していた、と見なしうるであろう。

第二の点として、日本社会に生じた状況は、何と云っても、難民問題への対応の必要性が急に大きくなったこと、すなわち、インドシナ難民が「ボート・ピープル」その他の形で次第に多く日本に到着し、受容れと適切な処遇について日本政府、民間のあり方が内外で問題とされるに至ったのであり、1970年代末らしいの現象である。第一に、日本も「難民条約・議定書」への加入を求められた。当然、国内法制その他の整備が必要になる。

UNHCR 東京事務所（駐日事務所）が日本政府によって承認されたのは1979年8月のことで、マイケル・クラーク氏が駐日代表に任命されたが、同氏も次のデービッド・エクスレー氏も国連機関の他の駐日代表を勤めており、UNHCR 駐日代表は兼務にすぎなかった。なお1979年以前、最初は1974年から斎藤恵彦氏（当時東京外語大助教授）がUNHCR コレスポデントに任命され、ついで美勢仁氏がUNHCR の Associate Programme Officer（計画官補）に任命されていた。（両氏ともその後UNHCR 職員としてジュネーブ本部その他の地で活躍した）。1981年3月からアリ・モハメッド氏が専任のUNHCR 駐日代表として勤務し、事務所も新青山ビル西

館19階に独立の事務所を持ち、10名余のスタッフが勤務するようになった。駐日代表はその後クリストファー・カーペンター氏を経て1990年8月から現在までギイ・ブリム氏が勤めている。なお、本間浩『難民問題とは何か』の中に難民高等弁務官事務所（UNHCR）の任務と題する一節があり、駐日事務所の活動の概要についても説明がなされている。

こうしたUNHCR側の日本への働きかけに呼応して、日本の民間有志や大学関係者も、この1980年代の10年程の間、難民問題に関する研究と実践の面での対応を進めた。研究面については既に述べたが、実践面ではこの期間に幾つかのVOLAG_sが創設され急速に成長してきた、と言いうるであろう。

ここで一言付言しておきたいのは、日本のジャーナリズムの対応や在り方である。いつもの如く、ジャーナリズムも難民問題を取り上げ盛んに報道し、シンポジウムなどもそれに影響を与えたと、言いうる。日本のオピニオン・リーダーたちの動きもかなり活発であった。但し、ジャーナリズムの反応は、いささか短絡的で、一種のブームの醸成には役立ったが、日本社会の中に、本当の理解を根付かせうるには至らなかったようである。

海外の、先進諸国での実例を調査報告してくれたジャーナリストも何人かあったし、現在も活躍しているが、関係の社（企業）の基本方針や政策を修正させる程の力にはなりえなかったようである。平和運動その他についてと同様、日本のジャーナリズムの限界、それと社会との関係の実際のあり方、がここにも見られるようである。

日本の関係VOLAG_sの側にも問題は少なくないが、これらの点は次章でとり上げよう。

4. これからの課題

ここで課題というのは、日本（政府と国民）にとって難民問題解決にかかわって行く上での課題、という意味である。この小論において日本における難民問題研究の発展や背景を述べてきたので、この課題というのも、難民問題研究の上での課題と解される可能性があり、そうした課題も大い

に検討すべきであると考えるが、前述の意味での課題の考察を進めて行けば、後者すなわち難民問題研究上の課題にも触れざるをえなくなるであろうし、ここでは前述の意味の課題を採り上げる。また、別記の如く、国際社会の中で難民問題の解決に関して日本の役割についての期待が高まっている点からも、この課題の考察が必要になってきており、しかも早急にそれを進めねばならぬ情勢にある。

ちなみに、難民問題にかかわる研究面と実践面の連携という見地からしても、実践面において如何にかかわるべきかを検討することも、研究面において必要とされる。実践面と遊離した研究は意味がないであろうから。

また、私（筆者）の経験からも、難民問題に関しては特に実践と研究の関連が深く、切り離せないだけでなく、夫々の面での進展が他方に良い影響を与えることも強く感じられてきた。双方が相俟って進展することが極めて重要である。UNHCR 本部においても、この点が明確に認識されているようである。

さて、既述の IPRA-GC 第14分科会に提出したペーパーの中で、私は次のように記した。まず、私のいうフォーミュラ A（「日本は経済大国になったから難民問題についてもっと貢献すべきである」）の意味について、前半（経済大国になったこと）と後半（難民問題についてもっと貢献すべきこと）の間の論理的関係を明確にする必要がある。これは恰も *noblesse oblige*（ノブレス・オブリジェ＝貴族たるものの責務）の如く、恵まれた（より特権的な）立場にあるのだから、恵まれない階層の人びとの苦難を救済してやる義務（論理的な）がある、というに等しい。但し、ノブレス・オブリジェがすべての貴族によって守られ実践されたのではないように、フォーミュラ A の効果には限界があろう。日本国民の心を動かしうる強い命題はないものであろうか。

もしフォーミュラ A が政府や国民にとって命題となりうるならば、彼らは次のことを為すべきであろう。(1) 難民救援のために政府は ODA (政府開発援助) の資金を割り当てる。(2) 非政府的源泉、特に財界が更に多くの拠出を行う。(3) もっと多くのボランティアを海外に派遣する。この第三点に

については、少し説明を要するであろう。難民救援にかかわる VOLAGs も、経済大国のそれとして、財政面や人員の面で量的にも質的にも恵まれている筈であると見られよう。ボランティアたちは経済的に余裕もあり安全保障にも恵まれ、他方彼らの所属する企業などもボランティア活動の意義をよく認識し彼等を厚く遇する。ところが、これは日本の現実とはかけ離れている。

フォーミュラ A には更に幾つかの難点や弱点がある。(1) かりにそれが国民的モラルになったとしても、国民の心を (チャリティーの段階を超えて) 動かすインパクトに欠けるように感じられる。(2) 地球的諸問題のうち、なぜ難民問題に、という疑問にたいして満足な説得力がない。(3) もし日本政府がフォーミュラ A を難民問題に適用する決定を下したとしても、その実施に当たっては行政的制度の調整を必要とするであろうが、明治いらいの日本の近代化追及の実例に鑑み、この調整には時日を要する。特にフォーミュラ A についての (国民) 教育においては、この問題が大きいであろう。

しかし乍ら、フォーミュラ A をめぐった若干の利点 (メリット) も存在すると言いうる。第一には、日本国憲法前文に明記されている次の原理である。「日本国民は、恒久の平和を念頭し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する……」として、「われわれは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」言うまでもなく、これらの原理は日本国民の確信であり決意するところである。

次に、フォーミュラ A が、日本国民が人類共同体の中で生きて行くに当たっての新しいモラルとなると希望しうる所以としては、開発教育振興の可能性が小さくないことである。平和や人権や開発の研究者の間で開発教育の重要性が論じられてはきたが、この点はまだまだこれから、と言うべきことに属する。文教政策の従来のある方には問題があり、民間の努力に期待せざるをえないが、その道は開けている。

そして、今後、日本において、難民問題の研究と国民の啓発も、過去10年を顧みれば、希望を抱かせるものである。

前記の本（『難民——移動を強いられた人々1992年5月）においても、私は日本の役割についての主張を述べ、他の研究者にもその主題について深く考えるよう要請した。その成果については外部の研究者やVOLAGs関係者に訊ねることにした。

ここでは、難民問題に対する日本の対応や役割のうち、研究の面の今後の課題についての私見を付記し、同じく外からの批判の材料としたい。

既に記したように、難民問題の研究の大筋の傾向、特徴は、学際的に行われる場合が多くなってきたこと、方法（論）において、平和研究や人権研究の角度から究明が増してきたこと等である。特に難民大量流出の基本的原因の探究において、前記の平和、人権、発展の結合に留意すること、さらに、発展に関連して「内発的」発展論に注目すること、を強調したい。この「内発的」発展論は、日本において鶴見和子上智大学教授（当時）が1970年代後半頃から探究、発掘させてこられた、いわば日本独特の理論とも言う。その詳細については、テキスト的な本も出版されているので、ここでは省略するが、この理論に注目して研究することのメリットについて次の通り述べておきたい。難民の大量流出は、現実には、インドシナ難民流出のピークが過ぎたかを見るとアフガン難民が発生、また続いてアフリカ各地で「飢餓難民」の大量流出が起こり、さらに「湾岸難民」やクルド人などの難民も出てきた。こうした大量流出現象は未だに跡を絶たず、「このこと思えば、またあちら」次々に起こってくる。人類世界全体としてこのような状況に対応して行くため、特に今後長期にわたって対応して行くためには、基本的発生原因の究明と並んで、世界各国ないしその中の各地の状況、条件の下で、いかに健全な発展を実現するか（そして平和、人権も緊密に結びついている）を考慮することが必要となり、そのさい、前記の「内発的」発展の方策が見出されるならば、持続的発展の可能性も増大し、人類世界全体として大いに「助かる」ことになろう。前記の本の他にも、1980年代はじめ、国連大学の委託によるアジア経済研究所内の特別の作業と報告がある（国連大学出版物 “The Japanese Experiences in Technology——From Transfer to Self-Reliance” by Takeshi Hayashi, 1990）。

言うまでもなく、研究の究局目的は、実践にある。適切な実際の施策の基本方針や具体策を創出しうるような理論の構築や事象の分析、総合的把握である。研究と実践の車の両輪の回転が順調に行くように心掛けるべきは当然である。いや、難民問題のように、多くの人間の幸福や運命にかかわる事柄については、絶対的に必要なことであろう。なお、実践面での進展が研究面の進歩に役立つ例としては、過去約10年間の日本の難民救援のためのVOLAGsの活動を挙げうるが、その詳細と、これらVOLAGsの質、量両面における課題については省略せざるをえない。

注

- 1) 本間 浩(駿河台大学教授)『難民問題とは何か』(1990年岩波新書)及び栗野 鳳編『難民——移動を強いられた人々』(1992年5月アジア経済出版会)参照。
- 2) 栗野 鳳「難民問題」(中国三益編『難民 移民 出稼ぎ——人々は国境を越えて移動する』(1991年12月 東洋経済新報社)参照。
なお、1992年12月2日付朝日新聞に同紙のジュネーブ特派員による「欧州ゆるがす難民問題——豊かな西へ亡命申請が激増」という見出しの記事が載っていたが、極めて最近の欧州における状況についてよくまとめた報道であると見られる(1992年12月4日記)。
- 3) パレスチナ問題については、立山良司『イスラエルとパレスチナ』(1989年中公新書)、明石 康『国際連合——その光と影』(1985年岩波新書)。なおUNRWAは駐日代表部を置いていないが前記の立山氏(中東経済研究所勤務・1987—89年UNRWA勤務)がUNRWAの「駐日コンサルタント」に任命されている。
- 4) 日本平和学会編『平和と人権』(1979年早稲田大学出版部)の中の宮崎繁樹論文は日本平和学会の1978年秋季研究大会——「平和と人権」を共通課題とした——における同教授の報告を基礎としたものである。なお、当時一般に参考文献が少なかったが、入手が容易なものとしては、R・ソロモン(フランスの官吏)著・林瑞枝訳『難民』(1979年白水社文庫くせじゅ)があった。この小冊子はUNHCR制度の前史などを含み、難民問題への対応の歴史を知る上で適当な本である。

- 5) 小松 隆『難民の時代』(1986年学文社)。
- 6) 難民高等弁務官事務所(UNHCR)(その駐日事務所)は1983年本間浩氏(当時国立国会図書館調査立法考査局勤務)に委嘱し、同氏の企画・編集により『難民問題主要文献目録』を刊行した(その前1982年国立国会図書館発行「アジア・アフリカ資料通報中に吉久明宏「インドシナ難民文献目録(和文)」が収められていたが、それがUNHCRのこの「文献目録」付録になっている)ちなみにUNHCRジュネーブ本部はRefugees誌、その駐日事務所は日本語「レフュジーズ」誌を発売している。UNHCR駐日事務所のアドレス等は次の通り：〒107 東京都港区南青山1丁目1-1 新青山ビル西館19階：電話(03)3475-1615
- 7) 前記本間浩『難民問題とは何か』(1990年岩波新書)には特に過去10余年にわたる日本の対応についての批判的記述が含まれていて、その点についても重要な参考文献でもある。
- 8) 国連大学・創価大学アジア研究所編『難民問題の学際的研究——アジアにおける歴史的背景の分析とその対策』(1986年12月御茶の水書店)。
- 9) ICIHIの報告書は約10種類が出版されているがその中、邦訳されたものは『難民化の力学——人は、なぜ追い立てられるのか』(1990年12月),『飢饉——それは人災か?』(1985年「世界の動き社」),『地球 人間 生命——人類に勝利はあるか?』(1989年毎日新聞社)。この三書とも緒方貞子さんにより監修されたものである。

参考文献

- 犬養道子『人間の大地』(1983年中央公論社)；同『飢餓と難民——援助とは何か』(1988年岩波ブックレット)
- 緒方貞子／アンセルモ・マタイス編『世界の難民』(1984年上智大学社会正義研究所企画・明石書店刊)
- 吹浦忠正『難民——世界と日本』(1989年日本教育新聞社「世界と日本シリーズ①」)
- 日本国際政治学会編『国際政治』第87号(1988年)は「国際社会における人間の移動」の特集号で、その中に栗野の論文「難民問題の変容と対応をめぐる一考察」が含まれている。
- 武者小路公房・鶴見和子編『「内発的」発展』(1989年東京大学出版会)